

報告第7号

栗山町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

栗山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

栗山町長 椿 原 紀 昭

栗山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栗山町国民健康保険税条例（平成３年条例第８号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第４４条の２第３項の規定の適用を受ける場合における附則第５項（附則第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第５項中「第３６条」とあるのは「第３６条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成２３年法律第２９号）第１１条の６第１項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。